平成２０年（フ）第９６４号
兵庫県姫路市千代田町740―２　姫路西スカイハイツ713、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町真浦1161番地
破産者　村角　公成
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第２０６１号
広島市西区横川新町１番10号
破産者　安藤　　紀
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０号
広島県呉市八幡町６番12号
破産者　名越　隆博
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４号
長崎県対馬市美津島町犬吠168番地６
破産者　犬束　義隆
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２０年（フ）第６８４号
熊本県上天草市大矢野町登立1170番地
破産者　荒木ゆき子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５６号
大分県由布市湯布院町川上1768番地２
破産者　江口　隆一
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第２０７号
北海道登別市栄町３丁目21番地１
破産者　谷口　敏幸
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２０年（フ）第２２５号
北海道余市郡余市町沢町５丁目46番地38、前住所北海道古平郡古平町大字浜町269番地１
破産者　田島　克己
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１０５号
青森県東津軽郡平内町大字茂浦字釜場９番地３
破産者　泉　　優子
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８３号
神奈川県厚木市戸室５―26―36　ハイツ北野202、住民票上の住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯33番地51
破産者　松山　　忍
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
神奈川県茅ヶ崎市常盤町６番21号
破産者　水上　紀子
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８０号
横浜市鶴見区生麦３丁目７番６号　松浦ビル201
破産者　金井　大輔
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３８号
横浜市中区本牧元町50―44―207
破産者　亀井　敏宏
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第６２号
愛知県安城市大東町13番16号、開始決定時の住所富山県南砺市下梨2500番地
破産者　髙田　次平
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第１７０号
岐阜県不破郡垂井町栗原1615番地
破産者　磯木　治雄
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第１７３号
岐阜県不破郡垂井町栗原1555番地の１
破産者　山田　昭幸
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第９号
岐阜県海津市南濃町松山1879番地
破産者　水谷　　浩
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第２１９３号
京都市中京区西ノ京池ノ内町27番地
破産者　稲垣　重則
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
京都府八幡市男山石城１　男山団地第Ｂ45号棟第407号室、住民票上の住所大阪府枚方市長尾家具町３丁目９番地の15
破産者　所谷　嘉彦
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係